

2022/9/12

「改正石綿障害予防規則に係る自主点検」について

・目的は、今回改正された石綿則の周知のためです。厚生労働省からの指示に基づき、全国的に実施しています。

・対象は、県内の全ての建設業許可業者、解体業登録業者（合計約 14,000 件）で、3か年に分割して実施します。対象の概要は下表のとおりです。

1年目（終了）	①解体業登録業者、内装仕上げ工事業・解体業の許可業者
2年目（今年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・①に該当するもののうち新たに把握した業者 ②建築一式工事・屋根工事業・電気工事業・管工事業・タイル・レンガ・ブロック工事業・塗装工事業・防水工事業・機械器具設置工事業・熱絶縁工事業の許可業者 <p style="text-align: right;">合計約 7,500 件</p>
3年目（来年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・①及び②に該当するもののうち新たに把握した業者 ・上記以外の業者

・方法は、労働局から「質問票」、「回答票」を同封した封書を郵送し、指定された提出先（管轄の労働基準監督署の安全衛生担当部署あて）「回答票」をFAXで御提出いただきます。

・9月中旬に発送し、10月28日を回答期限としています。

・建築物、工作物の解体、改修（※）を行うことがない業者様であれば、質問票の1のみ回答いただきFAX回答をお願いします。

※「改修」について、石綿則上は「建材等を損傷させ石綿が飛散する可能性がある作業。例えば、釘を打つ、抜くは極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業として改修工事には該当しないが、電動工具での穴あけは改修工事に該当する。」とされています。

具体的には、エアコン設置の際のコア抜きや足場の壁つなぎのための穴あけも「改修」に該当します。一般に使われる「改修」という言葉の意味とズレがあるため、留意してください。



静岡県の建設業許可業者、解体業登録業者の皆様へ

令和4年9月16日

事業者 各位



静岡労働局労働基準部
健康安全課長

改正石綿障害予防規則に係る自主点検へのご協力をお願い

平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、その取扱いに伴う健康障害防止のために、各関係法令で必要な措置が義務付けられていますが、今後も増加が予想される建築物・工作物の解体・改修工事に対応するため、令和3年4月1日から改正石綿障害予防規則が施行され、より一層の石綿ばく露防止対策の充実が図られているところです。

そのような状況の中、厚生労働省においては、関係事業者に改正石綿障害予防規則を周知し、確実な石綿ばく露防止を図るために、建設業許可業者及び解体業登録業者を対象とした全国的な自主点検を行うこととなりました。

つきましては、同封の「改正石綿障害予防規則に係る自主点検」の「質問票」を用いて自主点検を実施していただき、その結果を本紙裏面の「回答票」にご記入の上、同回答票上部に示されている提出先あてFAX等によりご報告いただきますようお願い申し上げます。また、提出の期限を令和4年10月28日（金）とさせていただきますので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、期限内のご提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。



【自主点検の問合せ先】

静岡労働局 労働基準部 健康安全課
〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50
静岡地方合同庁舎3階
TEL 054-254-6314 川瀬・小島



改正石綿障害予防規則に係る詳細は石綿総合情報ポータルサイトを
ご覧ください。 (<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)

裏面

(石綿則改正自主点検のお願い)

(整理番号：○)

〒○○○-○○○
○○市○○-○-○

(有) ○○○
事業者 殿

↑誤りがある場合は、二本線で
修正をお願いします。
(住所、会社名等)

提出期限：令和4年10月28日(金)

お問い合わせの際は、会社名とあわせて整理番号もお伝えいただけるとスムーズです。

【提出先】

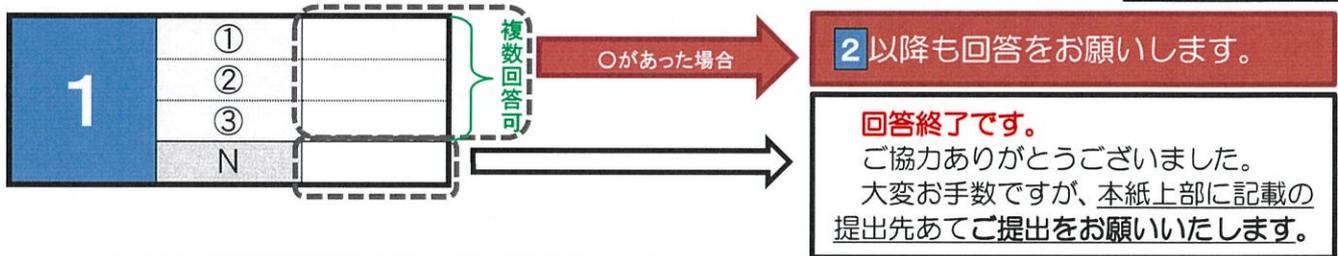
○○労働基準監督署 ○○課
☎○○○-○○○-○○○○
FAX○○○-○○○-○○○○

ご担当者様職氏石
(お問合せ先)

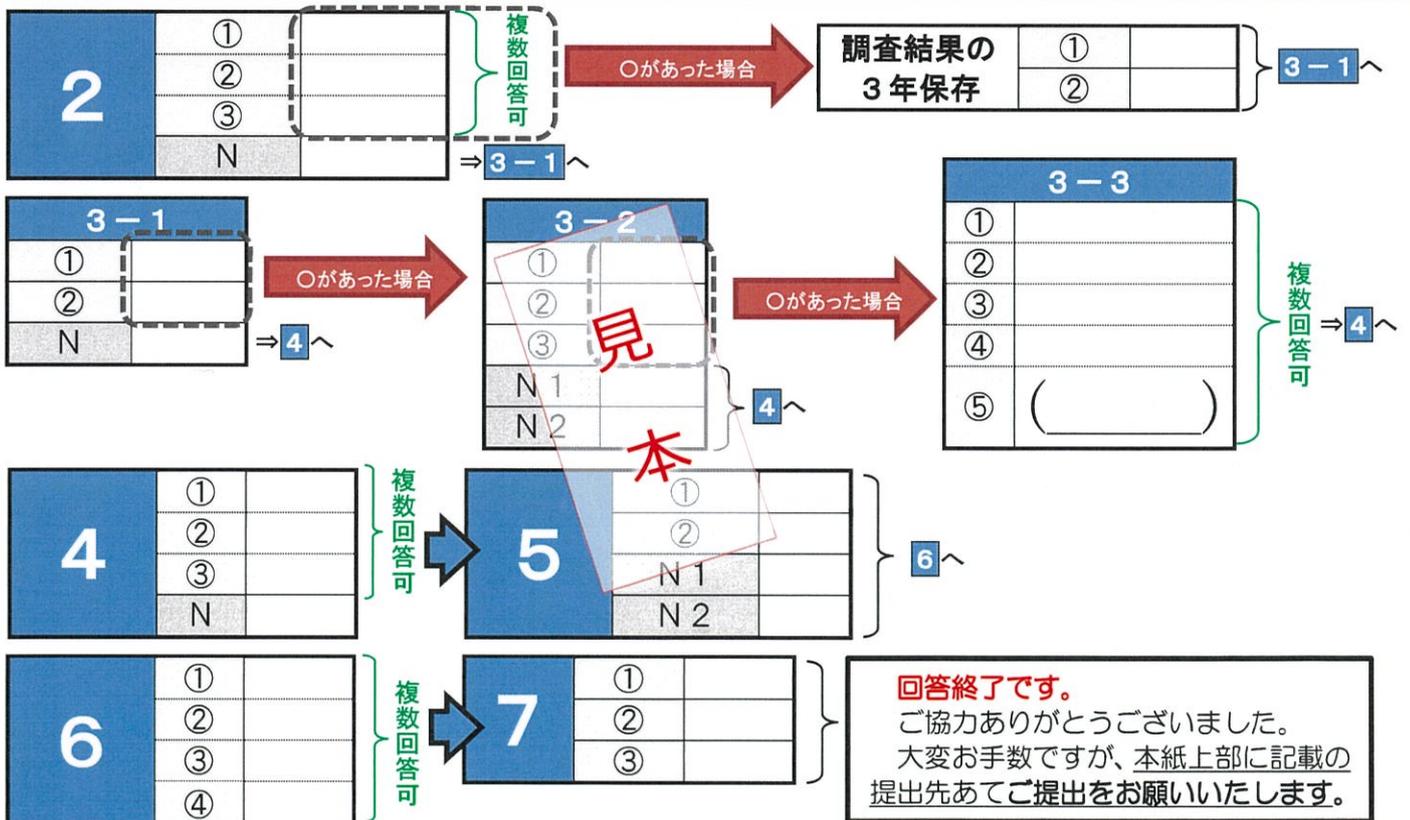
見
本

改正石綿障害予防規則に係る自主点検

回答票



▼ ↑の①～③に1つでも○があった場合は2以降もご回答ください。 ▼



●その他連絡事項がありましたらご記入ください
(廃業等の場合もこちらへ記入ご記入ください)

今回の法改正に係る具体的な事項、その他解体等作業に係る具体的な事項は、具体例をお示しいただいた上で、会社所在地を管轄する労働基準監督署あてお問い合わせください。

【所轄労働基準監督署】

○○労働基準監督署 ○○課
〒○○○-○○○ ○○市○○市○○-○-○
☎○○○-○○○-○○○○

改正石綿障害予防規則に係る自主点検

質問票

- 本自主点検は、法改正の周知と実態調査のために実施しているものです。
- 店社（建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織）単位でお答えください。
- 回答は別紙「回答票」にご記入いただき「回答票」のみをご提出ください。

見本

1 既存の建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事（法令では「解体・改修の作業」といいます。）を請け負うことはありますか。

請け負うことがあるものに○を記入してください。（①～③複数回答可）
 ※建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う可能性がある場合も含みます。

①	建築物
②	工作物 <small>※ 工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていたもの）であり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。</small>
③	鋼製の船舶
N	既存の建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事を請け負うことはない（新築工事しか行わない、など。）<回答終了> <small>※ もし廃業されていた場合は、お手数ですが別紙「回答票」左下の連絡事項欄にその旨の記入もお願いします。</small>

見本

見本

↑の①～③に1つでも○があった場合は**2**以降もご回答ください。
 ※①～③に○がつかなかった場合は、**2**以降は回答不要です。ご協力ありがとうございました。

※ 「今後解体・改修工事を行う可能性はあるが、今のところ予定はない」という場合は、「今後解体工事等を行う場合」を想定して回答をお願いします。

2 建築物・工作物・鋼製の船舶に損傷を及ぼす作業や工事（解体・改修工事）を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。

該当する調査方法に○を記入してください。（①～③複数回答可）
 ※建築物等に損傷を及ぼす作業や工事を行う全ての施工業者に石綿の事前調査の義務があります。

①	自社で調査を行っている	} ①～③に 1つでも○があった場合
②	外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認	
③	発注者や所有者に石綿の有無を確認している	
N	石綿の事前調査は行っていない	

見本

調査結果を3年以上保存していますか（保存する予定ですか）
 ※ 「外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認」する方法により事前調査を行う場合でも、各施工業者において調査結果の保存が必要です。

①している ・ ②していない

3

令和5年10月1日以降に着工する、既存の建築物に損傷を及ぼす作業や工事（解体・改修工事）について行う石綿の事前調査は、一定の資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持った人が行う必要があります。

3-1

建築物の石綿の事前調査を行う方に資格が必要となることについて知っていましたか。

該当の項目1つに○を記入してください。

①	知っている
②	知らなかった
N	既存の建築物に損傷を及ぼす作業や工事を行う予定はない（新築工事しか行わない、など。）

上記①又は②
を回答した場合

3-2

建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる（又は事業者自ら取得する）予定はありますか。

該当の項目1つに○を記入してください。

①	既に資格を取得している
②	今後取得する予定（概ね令和4年10月末までに）
③	今後取得する予定（令和5年10月1日までに）
N1	外注または元請等他の業者の事前調査結果を確認する方法により対応するため取得を予定していない
N2	（N1以外の理由により）取得を予定していない

上記で①～③
を回答した場合

3-3

取得済 又は 取得を予定する事前調査者資格は何ですか。

該当の項目に○を記入してください。（複数回答可）

①	特定建築物石綿含有建材調査者
②	一般建築物石綿含有建材調査者
③	一戸建て等石綿含有建材調査者
④	アスベスト調査診断協会への登録
⑤	その他

4

石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。

該当の項目に○を記入してください。(①～③複数回答可)

※石綿障害予防規則第3条等により、施工業者は①から③の掲示や備え付けを行う必要があります。

見

①	作業者が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している
②	事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている
③	周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている
N	事前調査結果の掲示や現場の備え付けは行っていない

本

5

令和4(2022)年4月1日以降に着工する工事で、

- i. 解体部分ののべ床面積が80m²(80平方メートル)以上となる建築物の解体工事
- ii. 請負金額100万円(税込)以上の建築物の改修工事
- iii. 請負金額100万円(税込)以上の特定の工作物(※)の解体・改修工事

のいずれかに該当する場合は、石綿の有無にかかわらず、事前調査結果を全件労働基準監督署に報告することが必要です(元請事業者に報告義務があります)。

事前調査結果の労働基準監督署への報告義務について知っていましたか。

⇒詳細は、同封の事前調査結果報告に関するリーフレットを参照ください。

見

該当の項目1つに○を記入してください。

※報告が必要な工作物は、反応槽、ボイラー、圧力容器などです。詳しくは同封の資料をご覧ください。

①	知っている
②	知らなかった
N1	該当する工事を行うことはない 又は 元請になることはない
N2	報告を行う予定はない

本

「石綿の有無の事前調査」を行う者に必要な資格について

- 以前から、建築物等の解体等工事に対して「石綿の有無の事前調査」が義務付けられていました。
- 今回の法改正により、令和5年10月1日以降に行う建築物の解体・改修工事の「石綿の有無の事前調査」は、必要な資格を有する者によって行わなければなりません。
- 必要な資格のうち、主なものとして、「建築物石綿含有建材調査者講習」があります。
- 調査者講習は、「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類
「特定」と「一般」は事前調査ができる範囲が法令上は同じ(すべての建築物)
しかし、「一戸建て」は、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、石綿総合情報ポータルサイトの関係ページをご覧ください。



6

建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体・改修を行う部分に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した場合、又は石綿が含有するとみなして作業する場合（いわゆる「みなし作業」）、石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。

※ 現時点で石綿含有建材を取り扱う作業（みなし作業も含む）を行う予定がない場合は、「もしそれらの作業を行う場合は」を想定して記入してください。

①～④のうち、行っている措置に○を記入してください。（複数回答可）

※石綿障害予防規則により、吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離、建材の湿潤化、作業者の呼吸用保護具の着用、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。

見

本

①	<吹付材・保温材等の除去等を行う場合> 作業場内をビニールシート等で隔離、排気装置により負圧化（負圧隔離）
②	建材の湿潤化
③	作業者の呼吸用保護具の着用
④	石綿作業主任者の選任

7

石綿が含まれる、又は石綿が含有するとみなして建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修を行う際には、写真や動画により作業の状況を記録し、3年間保存する必要があります。当該規定について知っていますか。

※ 現時点で石綿含有建材を取り扱う作業（みなし作業も含む）を行う予定がない場合は、「もしそれらの作業を行う場合は」を想定して記入してください。

該当の項目1つに○を記入してください。

※石綿障害予防規則第35条の2等により、以下の事項を写真・動画で記録し、3年間保存する必要があります。

- （作業現場の掲示の状況（石綿の事前調査結果、関係者以外立入禁止、飲食喫煙禁止 等）
- 作業の実施中の記録（保護具の着用状況、負圧隔離の状況、湿潤化の状況 等）
- 除去した石綿建材の梱包、適切な仮置き状況 等

見

本

①	知っている（写真や動画による記録を行っている）
②	知らなかった
③	写真や動画による記録を行う予定はない

点検事項は以上となります。
回答は別紙「改正石綿障害予防規則に係る自主点検回答票」へ記入してご提出ください。

ご協力ありがとうございました。

改正石綿障害予防規則に係る詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)



アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

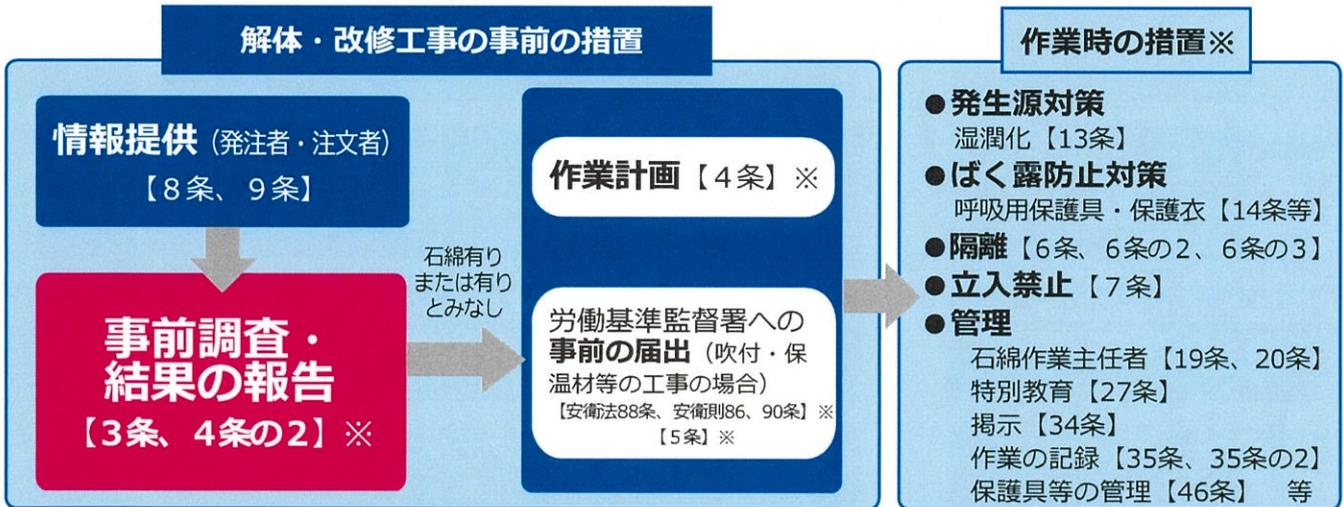
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含まず。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
 - ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
 - ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。このため、今般、石綿障害予防規則が改正されました。これまで以上に適切な対策の実施をお願いします。

1 工事開始前の石綿の有無の調査（方法の明確化）：令和3年4月1日施行

- 工事対象となる**全ての部材**について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの**文書および目視**による調査が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務
※ 石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要
- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた調査結果の確認（改正後の事前調査に相当するものに限る）
 - ・ インベントリ（有害物質所在一覧表）確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなるものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

2 建築物の調査者要件：令和5年10月1日施行

R5.10.1以降に行う解体・改修工事が対象です！
早めのご対応をお願いします。

124
を参照
ページ目

- ◆ 建築物の事前調査を実施することができる者
 - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
 - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ◆ 分析調査を実施することができる者
 - ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
 - ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
 - ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
 - ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

※ 調査者の要件が必須になる令和5年10月1日までの間の事前調査において資格者が不在の場合は、可能な限り経験豊富な方が調査にあってください。

3 調査結果の記録と掲示：令和3年4月1日施行

- 調査結果の記録は、**3年間保存**する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を**見やすい箇所に掲示**することも必要
- ◆ 調査結果の記録項目
 - ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
 - ・ 事前調査の終了年月日
 - ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
 - ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

4 安衛法88条に基づく工事計画届の対象拡大：令和3年4月1日施行

- 改正前の対象である耐火建築物・耐火物建築物の吹き付け石綿等の除去作業に加え、石綿が含まれている**保温材等の除去等工事等の計画**についても14日前までに労働基準監督署に届け出ることが必要に
- ◆ 建設業及び土石採取業については、以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象に
 - ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ◆ 建設業及び土石採取業以外の業種に属する事業者については、石綿健康障害予防規則に基づく**作業届**の報告が従前どおり必要

5 工事開始前の労働基準監督署への報告：令和4年4月1日施行

- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査の結果等を電子システム**（スマートフォンも可）で届け出ることが義務に
- ◆ 報告が必要な工事
 - ① 解体部分の床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事
 - ※ 建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう
 - ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
 - ※ 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
 - ※ 請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう
 - ③ 請負金額が100万円以上の次の工作物の解体工事・改修工事
 - ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
 - ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
 - ・ 焼却設備
 - ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く） ← ※下線部分は建築物になります
 - ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
 - ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・ トンネルの天井板
 - ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ◆ 電子システムで報告が必要な内容
 - ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
 - ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
 - ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
 - ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
 - ・ 石綿作業主任者の氏名
 - ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
 - ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆ 報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

6 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制：令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、**排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検**することが必要
- 作業中断時にも隔離場所の**前室が負圧に保たれているか点検**することが必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、取り残しが無いことの**資格者による目視確認**が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する

※ 作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日作業を終了した時をいう

◆ 取り残しが無いことの確認ができる資格者

- ・除去作業の石綿作業主任者
- ・事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しが無いことの確認は、分析等は不要

7 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制：令和3年4月1日施行

- 石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、**湿潤な状態に保ちながら作業**をすることが必要

※ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

※ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要（ただし、防水シート等による飛沫飛散防止養生が望ましい）

8 成形板等の除去工事に対する規制：令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法によることが必要（技術上困難な場合を除く）

※ 切断・破砕等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外すことなどという

※ 技術上困難な場合とは、材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、**湿潤な状態に保ちながら作業**をすることが必要

※ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

9 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置：令和3年4月1日施行

- 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努めることが必要

※ 湿潤な状態にする方法には、散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含む

※ 発散防止措置には、除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

10 写真等による作業の実施状況の記録：令和3年4月1日施行

- 以下の内容が確認できるよう写真等（動画も可）により記録し、3年間保存することが必要

① 撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録することが必要

② 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況

③ 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況

④ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況

⑤ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）

※ 同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録することが必要

⑥ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

⑦ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間（文書等による記録で可）

11 労働者ごとの作業の記録項目の追加：令和3年4月1日施行

- 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を追加
 - ※ 事前調査結果の概要は前記の5の工事開始前の労働基準監督署への報告で示した電子システムで報告が必要な内容と同等
 - ※ 作業の実施状況の記録の概要は、写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡素な記載による記録で可

12 建築物石綿含有建材調査者講習について

- 平成25年より国土交通省が定めた制度(旧制度)また、平成30年10月より国土交通省・厚生労働省・環境省が定めた制度(新制度)による講習
- 講習には「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類
 - なお、一戸建て等石綿含有建材調査者が調査対象とできるのは、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、石綿総合情報ポータルサイトの関係ページをご覧ください。



静岡労働局HPで、
石綿則説明動画を
公開中です！ →
(約27分)



参考：改正前後における規制の比較

	改正前	改正後
高 石綿飛散の危険性 低	レベル1 石綿含有吹付け材 	レベル1 石綿含有吹付け材
	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材
	レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 	レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材
	計画届 ※十四日前 事前調査 作業計画 揭示 作業届 ※工事開始前 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	計画届(レベル2も計画届) ※十四日前 事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事が対象) 事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等 隔離 ※負圧は不要

お問い合わせは...

最寄りの労働基準監督署 安全衛生担当 または
静岡労働局 労働基準部 健康安全課 まで

